

美作水道第307号
令和4年11月18日

美作市上下水道事業経営審議会
会長 [REDACTED] 様

美作市長 萩原 誠



上水道区域及び簡易水道区域の水道料金統一に関する調査審議について
(諮問)

美作市上下水道事業経営審議会規則（令和4年6月28日規則第23号）第2条に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 上水道区域と簡易水道区域の水道料金統一について

(諮問の趣旨)

水道料金は水道法第14条第2項第1号において「料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること」と定められています。

本市の水道料金は上水道区域(美作・作東・英田)では基本料金6 m^3 までが1,254円、超過料金1 m^3 につき209円で、簡易水道区域(大原・勝田・東栗倉)では基本料金6 m^3 までが1,056円、超過料金1 m^3 につき148.5円で運営を行っています。

また、令和3年度の営業費用(水を作り配る費用)と営業外費用(償還金の利息など)を足した経常費用を有収水量(お金になった水量)で除した1 m^3 当りの給水原価は、上水道事業で204.13円、簡易水道事業で437.10円となっており、給水収益を有収水量で除した1 m^3 当りの供給単価は、上水道事業で208.87円、簡易水道事業で159.19円となっています。上水道事業では給水原価と供給単価がほぼ同じですが、簡易水道事業では給水原価が供給単価を約3倍上回っており、給水原価に対して料金水準が低いことが伺えます。

これからの予測としましては、人口減少により使用水量が減ることに伴い給水収益が減少し、物価上昇により水を作るコストが増加することに伴い給水原価が上昇することが見込まれます。

以上のことにより、公正性・妥当性の観点から水道料金の統一を検討する必要があり貴審議会の意見を賜りたく諮問いたします。